

第二百十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五十七条）」を「（第五十七条・第五十八条）」に改める。

第五十七条を第五十八条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第五十七条 この条例の規定は、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の区域における指定障害児入所施設については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の改正に伴い、同法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市が行うこととする事務について、規定を整備する必要がある。

第二百十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例